

平成15年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成15年9月11日(木)

午前10時03分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
	4番	久保寛	議員	5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
	11番	野道夫	議員	12番	橋場守	議員
	13番	大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	岩寺一之	君
教育委員長	高松慶子	君	農業委員会	中山勝	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴	君	収入役	藤間武	君
総務課長	金子幸保	君	地域開発課長	生沼篤司	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	辻広治	君	建設課長	神憲彦	君
和風園園長	中村幸雄	君	旭寿園園長	田中聡	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠田繁彦	君	次長	金平嘉則	君
-----	------	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	松田剛	君	議事係長	浅野信行	君
------	-----	---	------	------	---

## 8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	産建民生常任委員会所管事務調査報告
認定第1号	平成14年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成14年度沼田町水道事業会計等歳入歳出決算認定について 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 一般質問
議案第61号	平成15年度沼田町一般会計補正予算について
議案第62号	平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第63号	公平委員の選任について
同意第2号	教育委員会委員の任命について
請願第4号	畑作政策確立・畑作物価格決定に関する請願について
意見案第7号	畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書(案)について
意見案第8号	道路整備に関する意見書(案)について
意見案第9号	北海道新幹線の建設促進を求める意見書(案)について
意見案第10号	老人高額医療費償還払い制度の改善に関する意見書(案)について 閉会中の所管事務調査の申し出について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成15年第3回沼田町議会定例会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 津川議員、10番 中村議員を指名致します。

---

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

(橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）おはようございます。平成15年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る9月8日、午後1時30分から議会運営委員と正副議長出席のもと開催し、議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けました。今定例会に提出される案件は諸般報告2件、委員長報告1件、一般質問、町長に対するもの6人11件、教育長に対するもの1人で1件の計12件です。更に、平成15年度補正予算案2件、認定案件2件、同意案件1件、計3件です。一般議案が1件あります。また、議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等、4件を本会議に上程すべきものとして取り扱うことで、意見が一致しました。

以上、付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期は、本日11日より12日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げます、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から12日までの2日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12日までの2日間に決しました。

---

### (議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

---

### (所管事務調査報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、産建民生常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。室田委員長。

### (室田委員長 登壇)

○委員長（室田俊朗委員長） 産建民生常任委員会所管事務調査報告を致します。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

〔以下、調査報告朗読〕

○議長（吉田好宏議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は委員長報告のとおり、受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり受理することに決しました。

---

### (一般会計等決算認定)

○議長（吉田好宏議長） 日程第5、認定第1号。平成14年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、例年どおり全議員の決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 認定第1号。平成14年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成14年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成15年9月11日提出。沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長） 次に、監査委員の決算審査報告を求めます。

### (岩寺監査委員、登壇)

○監査委員（岩寺一之代表監査委員） 山田監査委員と共に監査を致しました。その結果をご報告申し上げます。

（以下、平成14年度沼田町歳入歳出決算意見書を朗読）

○議長（吉田好宏議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっています、認定第1号は議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第6、認定第2号。平成14年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）認定第2号。平成14年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成14年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成15年9月11日提出。沼田町長名でございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）次に、監査委員の決算審査報告を求めます。監査委員。

（岩寺監査委員、登壇）

○監査委員（岩寺一之代表監査委員）山田監査委員と共に監査を致しました。その結果をご報告申し上げます。

（以下、平成14年度沼田町水道事業会計決算審査意見書を朗読）

○議長（吉田好宏議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっています、認定第2号は所管の産建民生常任委員会にその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。

更に、産建民生常任委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、産建民生常任委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

### （行政報告）

○議長（吉田好宏議長） 日程第7、一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を

議題と致します。始めに町長。

(西田篤正町長 登壇)

○町長（西田篤正町長）おはようございます。平成15年第3回の沼田町議会定例会をご召集申し上げましたところ、ご多用にも係らず全議員のご出席を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げまして、一般行政報告をさせて頂きたいと思っております。（以下、一般行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長。

(篠田繁彦教育長 登壇)

○教育長（篠田繁彦教育長）第3回定例議会に当りまして、6月以降の教育行政報告を申し上げます。（以下、平成15年度教育行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政報告を終わります。ここで、休憩を致します。

10時41分 休憩

---

13時01分 再会

( 一 般 質 問 )

○議長（吉田好宏議長）それでは再会致します。日程第8、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。8番絵内議員、本町の水害対策について質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。始めに本町の水害対策についてと題しまして質問させて頂きたいと思っております。町の水害対策もそれぞれ、進んでおられるかと思いますが、今の状況はどのようになっているのかお伺い致したいと思っております。

その中、私達の地区なのですが、恵北地区には色々と心配される箇所が見られます。梅の沢水系、また、桜の沢、一級河川水系と峠下沼田線、俗に言う道々549号線とのまじわう所と、国道275号線と金庫の沢との橋、3箇所ともそうですが、コンクリートの管がそれぞれ入ってはいるのですが、大雨が降れば必ずと言って良いほど、上の方がたが被害を受けております。上の所はすぐに増水する状況でありますので、道をはじめ国に、橋の架け替え等を要求すべきと思っておりますが、町長の見解をお伺い願いたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の雨の関係につきましては、63年の大水害。これは記憶に新しいところでありますけども、その後、市街地区につきましては緊急排水路で、それぞれ対応しておりますし、そのほか、下水道事業の中で雨水対策を実施して

いるところであります。また、長年懸案でありました、ポン川水系につきましても、間もなく完了という状況にありまして、それぞれ事業の成果を頂いているところでありますが、恵比島地区につきましても、恵比寿川の改修も完了しているという状況で、今ご指摘の、北竜地区の3箇所については、私も担当課長の説明をよく聞かせて頂き、実際に現地に足を運んだ事もあります。やはりその飲み口、排水口の横断管が非常に狭いという事もありますので、これは275につきましても、今、五カ山橋の改修などとも絡めて、要望しているところでありますが、道々につきましてもこの、恵比島峠下線につきましても、改良の要望ということで今進めておりますので、それに合わせて実施をする状況かなと思っておりますが、引き続き事業の要請をしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、国或いは道につきましても、町内で何箇所か要望事項がありまして、その優先順位と申しますか、その中で若干遅れる部分があったのかなと思っておりますが、それらの事業も順調に順次推移をしておりますので、ご指摘の恵比島、北竜地区の三箇所についても、従来どおり要望を続けながら早期に実施をして頂くような努力をしたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（絵内勝己議員）一再一 町長の今の答弁で、前向きにそれぞれ各関係機関の方に要請されるというお話であります。この事につきましては、何年も前からお話をさせて頂いた所でありまして、それでこの管の実状というのをご理解の上、それぞれ要請をして頂きたいと思うわけです。

昭和30年代に、管を入れたのが現実であります。当時、木造の橋でありました。木造の橋がたまたま大型の車が通って潰れた、その後に管を入れたのが実状でありました。その当時は、山にはいっぱい木が生えておりましたので、雨が降りましても一気に増水することがなかった訳であります。今、恵北の地域というのは、殆どが丸坊主と言いましょいか、牧草地に変わっております。そのため、大雨が降った時には1時間もすればすぐに増水し、それがまた短時間で水が引くという状況であります。そしてまた、非常にくどいようではありますが、ご承知のとおり私達の地域というのは、恵北の事業で構造改善が昭和48年、49年でそれぞれ行っている訳でありますけども、その時は排水についてはそれぞれ、百年を見越した計画をしているという話でありました。

ところが、ただ今町長の答弁にもございましたように、昭和63年の大水害の時には、百年もしないうちに、上の方が大きな被害を受けたのは事実であります。管の大きさに対して、その排水の断面は4倍か5倍の水量が流れる。そんな計画であります。当時私も、随分開発の人に折衝したことがある訳ですが、橋については当局は関係ないといいますか、開発にもそれぞれ部署がありまして、なかなか取り入れてくれないのが現実であります。それが百年もしないうちに大水害になり、その後も何回か一気に100ミリを超し150ミリ近くになってしまいますと、上の皆さん方だけが被害を受けている訳であります。

町民の一人としてもそうですが、行政としても町民の財産や生命を守らなくてはならない大きな使命がある訳です。そういった状況等をよく理解した上で、それぞれ関係機関の方に要請をして頂きたいと思えます。

また、恵北地域には、町道でもこのような所があります。上の横断管が450で、下の横断管が300という、普通は逆な行程であります。下に行くに従って本来であれば、大きくなる筈が、上が450で下の横断管が300という、通常考えられない状況があります。これは何も行政が悪かった訳ではありません。それぞれの事業主体が違ったために後でそれが町道に変更になり、移管されたためにこのような状況になっているのが現実であります。私は、私達の地域くらいしか承知しておりませんが、町内にはまだまだ心配されるような箇所が多々あるのではないのか、そんな感じをしておりますので十二分に把握されて、町民が安心して住んでいて良かったと思われる沼田町になるように、最善の努力をお願いしたいわけであります。

そういった一級河川水系につきましては、町も気の毒な面と言いますか、言い方が適切でないかもしれませんが、一級河川水系については管理は本来、自水が管理しなければならない訳ではありますが、あとの管理については町に移管されている面があるだけに、非常に町も事業主体が一箇所でないだけに気の毒な面はありますが、あくまでも行政というのは、町民の皆様方が安心して住める行政を進めていただきたい。そんな願いは同じだと思いますので、そんな事をくまなく調査されまして、沼田の町民の方で、一部の人だけが被害を受ける事の無いように取り組んで頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。

○8番（絵内勝己議員）前向きに取り組むということですので、よろしいです。

○議長（吉田好宏議長）次に幌新温泉についてを質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）幌新温泉についてですけれども、今少子高齢化時代を迎えまして、町民の皆さん方もあちこちの温泉に行ったり、本町の幌新温泉にも来て頂いている訳でありますけれど、色々とお聞きしますと7月からバスの運賃を若干頂くことになって以来、温泉の利用客も減少したと聞いておりますけれども、そればかりではありませんが、今良く聞かれるのは沼田町の温泉はご承知のとおり、温泉の効能については非常に効果があり、そういった面については町民始め皆さん方が認識されている訳でありますけれども、今、他の近隣町村を見た時に電気治療の浴槽を備えている温泉が非常に多いため、わりと沼田町の人達も近隣町村の温泉に通っていると聞くわけですが、そういった点において、もしも、こういったものがあれば、もっともってお客さんを引き戻せるひとつの要因にもなるのではないかなという感じがする訳です。

たしかに色々な問題があるかと思えますけれども、町民の皆さんから是非沼田にもあったら良いのになという要請が多くありましたので、作った方が良くと思えますけれども、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご提案の電気治療の浴槽ということですが、現状、技術屋にお聞きしますと、現在の浴場の中で拡張するというのは、露天風呂の入り口くらいしか今のところスペースが無い状況なのだそうです。構造上、今のものに増やして上に乗っけるといっては中々難しいという話も聞きますし、現状利用しているお客さんから言いますとキャンプ場を利用している、一番多い時期ですとか大きなイベントがあった時などの利用状況をみますと、浴槽自体が大根を洗うような状況だという批判も、相当厳しく言われていますし、そうした中で現状の浴槽の中に、電気浴槽を設けるとい事は至難の技であります。そうすると、しつぜん的に作るとすれば今の露天風呂の入り口両方という事になるのでありますが、全体で1箇所が1千万以上かかるだろうと言われております。現状今、利用しているお客さんからも、サウナの場所が狭いとか、洗い場が狭いとか、色々な要望や苦情がありますので、総合的に考えていかなければならないと思えますが、いかんせん現状の温泉の経営状況からいきますと、新たな投資というのは最小限に留めていかなければ、今後とも引き続き温泉を運営していく中において、なかなか困難な状況だろうと思えます。

たしかに、多種多彩な住民の皆さん、或いは利用者の皆さんの要望するものがあれ

ば、お客さんもまだ増える可能性もない訳ではありませんが、私どもとしては現状の中で、できるだけ対応をさせて頂きたい。そして将来、若干でも経営状況が上向きになった時にまた改めて、そういうものの検討をさせて頂きたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（絵内勝己議員）－再－ 確かに、今の経営状況からいくと、それだけの多額の金額をかけてうんぬんと言われればそうかもしれませんが、やはり健康が第一でありますので、町民の皆さん方が健康でないと、体が悪くなれば病院にかかるという、これは仕方ない現象のひとつではありますが、健康でなくてはならないは誰しもの願いであります。健康を堅持するために、このことの必要性が、多くの町民の皆さん方からの要請であります。

それで、私からの提案でありますけれども、今、町長の答弁の中に、色々金額がかかるというのは分かりますけれども、例えば、近隣町村でありますけれども、女性の風呂の中は見たことがないので分かりませんが、男女のどちらか一箇所だけを造って、それを一日交代に入るようにする方法もあると思うのです。男女それぞれ一箇所ずつ造るのではなく、そんな方法もありますので、町民の強い要望が多くあったとするならば、そんな事も検討すべきだと思いますけれども町長のご見解如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）絵内議員さんが聞いた方と、私どもが日頃からご意見を聞く方とが違うのかもしれませんが、電気入浴槽というのは始めて私も伺いまして、果たしてどれだけ住民の皆さんがそれを要望しているのかという事も、改めて検討しなければならない事と思います。先程から言いますように、色々な面で要望がありますので、その中で今の経営状態の中で、何が最優先でできる事かも判断しなければなりません。

後程、野議員さんからも質問があるようでありますけれども、私どもとしては下半期に向けて経営状況の立て直しをしながら、その中で明年以降どのような投資をし、どのような運営をしていくか大きな課題になろうかと思っておりますので、その中で改めて今ご提案の件についても、検討させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。

○8番（絵内勝己議員）はい、お願いします。

○議長（吉田好宏議長）それでは次に12番。橋場議員、社会福祉問題について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）昨年10月から、老人保健法が変わりまして、それまでは医療費は定額負担ですから、一定額を払えばそれ以上は本人の懐からは出ていかないという状況でした。それが、定率になりましたので、国が決めた高額療養費の範囲を超えた部分は、償還払いしなくてはならない状況がうまれています。

特に、入院患者については高額療養費の範囲内を払えば、それから飛び出た部分は払わなくても済むということですが、外来については払わなくてはならない状況です。特に、低額所得の人は、確かに国保より、一般国民健康保険よりも高額療養費の限度額が低いのはありますけれども、低所得者にとっては少しの額だけでも、大変な状況になるのです。

しかも、申請主義でありますから本人が役場に来て、申請書を出さなければ、超えた分のお金は返ってこない。いわゆる償還払い制度になっている訳です。これはやはり、大変だろうということで、私達の党の道会議員が昨年の9月の議会で、堀知事に対して国保でやられているような、委任払い制度をとれないかということ質問しました所、道としては、それは各自治体が医療機関と合意をすればできるという答弁をもらっているのです。それは、各自治体によって制度を作っていくという事なのです。

これを担当者と色々話をしたら、これ中々難しい中身があるのです。国保の人達は、同じ病気で同じ病院で1ヶ月の間に限度額を超えた場合という事になっていきますから、すぐ額を超えたか分かるのです。ところが、老人の場合はあちこちの病院にかかっても、どの病気にかかっても1ヶ月にかかった医療費の総額でやるので、大変難しいわけです。でも、本人にすればと各医療機関で領収書をもたらってくるわけです、そうすれば本人だけは、例えばここにあるような住民税非課税世帯に、住民税非課税の1というと、外来の場合は8千円が高額療養費の限度になっていますね。本人が、領収書を合算すれば、8千円を超えたかどうか分かる訳です。その時点で、どうゆう手続きをとるかという事を是非、担当者は研究をして、そのような事をやれないかどうかを質問させていただきます。

つぎに、これは相当昔からやっていた件なのですけれども、厚生省は奨励はしていないのですけれども、高額療養費の委任方式についての厚生省保険局国民健康保険課長名のないかんというのが、昭和52年、1977年の11月に出しているのです。

私は前から、この問題では議会で取り上げたのですけれども、前の担当者の方は、「橋場さん、そういうことをやっている所はありませんよ。」という話だったので、そんな馬鹿な話は無いなと思って、今回調べたら道内において179市町村が委任払い制をとっているのです。深川市も、今年の6月からやりました。この委任払い制度については、深川市の場合は、深川市内の11病院と旭川の市立旭川病院、旭川赤十字病院、旭川厚生病院と話し合いをして、委任払い制度をとるようになっていきます。こういう点で、高額療養費を払うというのは大変なので、是非委任払い制度を沼田町として研究し、実施してほしいと思っていますが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）1点目の、老人医療費の限度額を超えた部分というのが私、どうも理解ができなくて担当課長にもうちょっと詳しいものがないか、今朝言ったのでありますが、限度額というのはさっき話ありましたように、40,200円或いは、12,000円、8,000円と限度額が決まっていますので、それを超えた部分を本人が払うという事はあり得ないのではないかと私は思っているのですけれども、どうも質問の内容がなかなか理解できなくて、その辺がもう少し理解できれば担当課とも相談をさせて頂きたいと思います。

二つ目の、国保の委任払いについては北空知を調べますと、深川、妹背牛、幌加内の1市2町が実施をして、秩父別、沼田、北竜の3町が実施をしていないのが実態だそうです。従来とも年間、何件かそういう相談があるという話も聞いていますが、その都度、国保連合会の高額療養費の貸付制度を利用して下さいということで対応しているという事でもあります。もし、どうしてもそういうものが必要だという状況であれば、沼田の厚生病院と話し合いをしながら進めたいと思いますが、いずれにしても私どもはレセプトの点検をしていますので、その点検が終わるまで医療費の支払いが遅れる訳です。それが病院として、待つて頂けるかどうかというネックがありますので、良く担当と病院側と相談をしまして、可能であれば実施の形態を取り組んでいきたいと思っています。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再一 担当者と話をしたのですけれども、入院については払う必要ないです。ところが外来については、払ってこなければならぬのです。窓口払いになっているのです。それで、後で戻ってくるので償還払い制度ということ

になっているのです。私達の方で調べた資料では、全部1ヶ月終わってからでないと、総額が分からないので、中々難しいのだという話を聞きました。ただ、これまでに沼田町で15人が3万円ちょっとの金額がまだ償還されていないのです。それは、本人が来て申請をしなければ、戻す事にはならないために、そういう状況が実際に起きているのです。

これは、国保とは少し違い、色々な病気や病院をごちゃごちゃにした総額の中で、その金額を超えた場合なので、難しい面があるのです。しかし本人は、領収書を持っているので、限度額を超えているのが分かるわけです。その領収書を持ってきてもらって、町としてどう対処するかを研究してほしいのです。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられる一部負担という件数がかかなりあって、しかも低所得の皆さん方がその事で非常にお困りになっているという実態があれば、私どもとしては十分調査をして対応させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に幌新温泉、利用者に対するバス料金の免除について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）7月1日から、温泉に行く人もバス料金が有料になりました。温泉の人に聞きましたら、「本当に正直なものだ。7月1日になったら、ガタンと入館者が減りました。」という話でした。先程、絵内議員が述べたような設備をしても、温泉に入りに来てくれる人がいないと何も意味もないのです。まず、温泉に来てもらう事が大事であると思うのです。

非常にこういう不景気の中で、温泉を利用する人も少なくなっています。以前町長は、温泉に入る人だけ面倒をみる訳にはいかないのだと言っておりましたが、私ちょっと、以前北空知バスが運行していた頃の料金を調べると、最低料金が片道140円なのです。そしてここに書いたとおり、沼田駅・東予間は310円なのです。これを、町がバスを運行するようになって100円になりました。そうすると、最低料金の近くから来ている人は、たった40円しか安くならないのですが、総体としてはこのように一番高い人は210円安くなりました。そういう意味では、恩恵を等しく受けている事になります。

それで、ここに書いたように、みんなに聞いてみたのです。私もよく行っていましたから、毎日のように来ている人は分かっているので聞いてみました。そうすると、月4回行っていた人は2回にするとか、俺は5回だったけど2回とか3回にするとか、

1年券を買っている筈の人が毎日来なくなっているのです。たまたま休憩室を覗きましたら、一人もいなかったのです。これには驚きました。7月1日以前は、どんなに混んでなくても5・6人はたむろしていたのです。この間行ってみると一人もいないのです。

ここに書いたように例えば、5回利用する人は2,500円払いますね、私が何故こう言うかということ、ようするにほたる館の収入が上がらない。でも、その分は一般財源で補填をしている訳です。つまり、沼田町財源全体からみると、3回に減らした人は温泉代が1,500円、バス料金が600円ですから、町に入る金は2,100円しか入らないのです。ならば5回行ってもらった方が、町に入る金は400円多くなるのです。

こういうことから、温泉に行く人のバス料金は今までどおり無料にしても、決して町には損はならないという考え方なのですが如何でしょうか。元に戻すつもりはありませんか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）現行7月から有料ということで実施をしております、前段で結論を申し上げますが、それを元に戻すということは今のところ考えていません。

特に町づくり懇談会の中でも、一部そういう要望・意見もありましたけれども、逆に反対側からは、決して100円というのは高い料金ではない。それは住民が等しく負担すべきだという、決して負担なる金額ではないという発言もありました事、ご承知だと思います。

私ちょっと資料をもらいましたら、決して橋場議員が言われた状況ではないと思っています。まあ、ほたる館の職員がそういう発言をしたというのですから、ちょっと疑問に思っていますが、対前年度と比較しますと、5月の町が無料で実施をしていた時でも対前年度からみますと、バスを利用している人の減少が331人という状況にあります。そういうような状況の中、8月がどうなっているかと言いますと、バスだけの利用をみますとマイナスの275人。逆に7月の温泉の利用者は、前年度と比べまして、157人入館者が増えている状況です。そういうのを見ますと、果たしてバスの100円というのが影響しているのか、ほたる館集客のための催しものなど色々なものが、どのように作用しているのか、その辺をもう少し分析をしなくてはならないと思います。今、7月からスタートして、僅か何ヶ月かの間にそのような現象が起きて、お客さんが来ないという事を判断して、また有料を無料に戻すような事になると、当然、

東予方面のバス料金の問題も絡んでまいります。もう少し状況をみて、お話の内容も分かりますが、来年度予算査定の時期に総体的な実態はどうか、それと、職員がバスが原因でお客さんが減っているという捉え方をしているのであれば、それに対応する対応策を持ってもらわなければならない。その辺をご理解頂きたいと思います。

それと、単純に無料と有料との入館者の比較をするだけではなく、私どもは無料のバスを運行するために700万円くらいの助成を、一般会計から温泉に払い出している訳です。ですから、果たしてその減った分と、700万を撤収した部分とで、どちらが徳かと言いますと、金銭的な面からいくと有料にして700万を払わない方が、今の所は有利になっています。私は、単純にそういう事を言いたくはありませんけども、ただ数字的な比較をすると、そういう状況にあるということも理解を頂きたい。

先程私は申し上げましたように、やはり時代的にパークゴルフ場も理解を頂いて、有料化を図っている訳であります。財政がこういう状況になってきますと、あらゆる面で無料ということは、あり得なくなってくるでしょう。ですから今、建設課或いは教育委員会にも話をして協力頂いているのは、例えばいきいき大学で事業をやる時には、路線バスが100円で回っているのだから、新たにバスを出さず無料券を交付してでも路線バスを利用してもらいたい。といいますのは、実態をいいますと空々の状態でバスが走っている訳ですから、そのバスを利用して事業が展開できるように何とか工夫ができないか、或いは色々な団体から各事業のためにバスを運行してほしいという要請があった時には、できるだけバスが走っている時間帯を組んで頂き、例えば無料券を配付してでも路線バス使ってもらおうとか、新たな運転手を抱え込まなくてもよいように、或いは控えのバスを出さなくてもよい状況がうまれるよう検討して下さいと言っています。

そういう中で、先程から結論的に申し上げましたが、今7月から住民の皆さんから理解を頂いて100円という有料化を進めた中、それを数ヶ月だけの実施の中で早急に、撤回をし、無料にするというのは今取りにくい状況です。申し上げました来年の予算編成に向けて総体的な中でまた、例えばお年寄りに対する福祉制度の一貫で、割引の乗車券を幾らかでも発行できるか、そんな事も財政の状況を考えながら検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 12番。

○12番議員（橋場 守議員） 一再一 町長、懇談会の中で色々と意見が出なかった

といいますが、バス問題集まった人は、これまで北空知バスを利用して足がなくなったからどうするのだという人達が集まったのだと思うのです。けどまさか、温泉に行くバスが有料になると思っていないから、温泉を利用していた人達はきっと来ていないはずです。今まで、310円だったのが100円になった、これは助かるという意見はでも、反対の意見が出ないのは当たり前です。実際に毎日のように、無料バスで温泉に通っていた人達は出てきていないのです。だから私は、懇談会の中で意見が出なかったという、それだけで判断してはならないと思うのです。

それから私、幌新温泉の職員が言ったというのは、別に町長の言うお客を呼ぶ努力をなさいというのではないのです。単純に、バスから降りる人が少なくなったというだけです。町長が言っているような、何月には去年よりも入っていますというのは、それは夏休み時期になればあそこにキャンプでどんどん来ていますから、入館する人増えたり減ったりします。私の言っているのは、今まで無料バスを利用していた人達をどうするかという問題なのです。町長、700万入れていると言っていました、それは温泉に行こうが行くまいが関係ないでしょう。全体の運行をやっている訳ですから、私が単純に言っているのは、とにかく5回行っていたのを3回にしたら、400円減るといえるのはあきらかです。それを私は言っているのです。

また食堂の所を工事していますけども、いくらあそこをいじっても景気が良くなければ人は行かない、或いはバスが無料になれば行くかもしれませんが、私はイベントがあつて外部から来る人達はいるかもしれませんが、しかし、我々町民から考えると、ほたる館はあくまでも町民の健康増進施設としてみるべきだと思います。そういう立場から言えば、幌新までのバスを無料にしても町の財政にそれほど影響あります、私は決してないと思います。良いです、町長は今の所は見直すつもり無いと言われたので、答弁いいです。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられた内容ですね、私が言ったのは7月の28日のタウンミーティングです。ですからバスが有料化になる前の発言ではなく、有料化になった後、7月の28日のタウンミーティングで、住民の皆さんから100円というのは決して高いものではない、住民も負担すべきだというご意見があったということです、誤解の無いようにお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。次に財政問題について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）本町の財政担当者は、非常に優秀な人達で、まあ町職員全部優秀なのですが、本当にそういう意味では今日の困難な状況の中で、財政運営を一生懸命やっています。

ただ、財政課長と以前議論しましたら、臨時財政対策債については、これだけの枠はあるけれど、町の借金になるので、できるだけ枠よりも少なく使っていきたいという発言だったので、それは違うのではないかという私の立場です。臨時財政対策債というのは、国が本来用意しなければならない交付税が、今の不景気で税収が入ってこないで全国的な基準財政需要額を計算してみると、交付税額がどうしても足りないために、交付税として使う借金をしてくれという事なのです。ですから私は、枠という考えではなくて、一般財源として堂々と使うべきだと思うのです。

それで、財政課長、町長も言うのでしょけれど、ミクロだとかマクロだとか言いますが、私、決算カードをずっと見ましたら、例えば13年度一般財源については、32億5千700万円なのです。そして残念ながら、臨時財政対策債が含まれていないのです。わざわざ下に、借金の中での内訳として書かれているけれども、これは一般財源に入れていないのでしょ。入っていませんね……あつ、いいです。それでこの対策債の、9,600万円を足しますと、13年度は33億5千200万円になります。

ところが、こちらの古い決算カードを見ますと、平成11年でみると一般財源が34億1千万円で、13年度よりちょっと減っています。平成8・9年はちょっともらってなかったのだから分かりませんが、平成7年度をみると、13年度の方が多いのです。それで私は、この沼田町は財政問題で大変なのですが、あまりそこだけ強調すると町民の皆さんは、やはり合併した方が良いのではないかという気持ちになってしまうと思うのです。

私は、そうではなくて一般財源が少なくなった要素として、人口が減ったり、ここに基準財政需要額の算定基礎がありますけれども、人口とか、教室の数とか、先生の数とか、生徒の数とか全部単位があります。それらが減って、沼田町の基準財政需要額そのものが縮小するという要素は無いのかという事を知りたいと思います。

私はやはり、この次の質問で言いますが、満度に使うという事です。これは他の借金とは違って、元利とも交付税として後で全部くれるという事になっているので、遠慮せずにと言いますか、もっと要求する立場で使うべきだと思うのですが如何でしょうか。

それから、二番目の問題ですけれども、将来を見越して財源を大事にしなければならぬと言っていますが、私は、将来をもっと大きな目を見て、今の国の制度や方向を変えていくという必要があると思うのです。今日、皆さんの所へ資料として出しましたけれども、いわゆる西尾試案が出た時に、全国の市町村がへっこむのではなくて、ぐっと盛り上がったのです。去年の2月25日に全国町村会長と町村議会議長会とが両方でやる大会を持ちました。その中で素晴らしい決議をしています。この時に、全国議長会の会長であった安原やすもとさんが、共産党の記者と対談しているのですが、その中で、全国町村会長が発言したように、この総会で決めた方向を国が守らないで、今までのような押し付けをやるのであれば、2回でも3回でも我々議長会も全国大会を持つと発言をしています。そのほか、大会には自民党の先生方が一杯来ていたので、その先生方にもう自由民主党には投票しないという声が随分起こっていると、会場の外で伝えたそうです。それによって、随分方向が変わってきたと話しています。安原会長は最後に、税財源の問題、交付税の問題で我々の主張が受け入れられないようなら、自由民主党はもう気の毒だが解散してもらわなければなりませんと言っています。本人も、1970年から町議に出て、その後ずっと自由民主党の党员でやってきましたが、もうこうなるとお別れしないといけないと言っているのです。

私は何故これを言うかという、地方からどんどんそういう声を挙げていけば、国の政治を変えられると思うのです。それが向こうのひどいやり方によって、全国的に盛り上がっているのです。これに呼応してやはり、国の制度を変えるように要求すべきだと思うのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）1点目の、臨時税制対策債については3月の当初予算の折に、財政課長が説明をさせて頂いているという事を聞いていますが、正に私も課長と同じ考えでありまして、決して現在の私どものとっている方法が町の政策上マイナスになるという事はあり得ないと解釈をさせて頂いております。

狩に13年度は、9,500万円満額起こしておりますけれども、14年度は1億9千760万円のところを1億2千万円で押さえている。或いは、15年については3億1千800万円を2億円で押さえているという事でありまして、これは橋場議員さんが所属している共産党が出している、議会と自治体という2002年の6月号増大号に出ているのでありますが、あきらかにこれは各自治体の借金ですよと書いてあるのです。借金だということと、

今申し上げましたように、例えば今年の場合3億1千800万円の限度額があって、2億円しかそれを起こさないとすれば、残りの差額は起債の交付の対象にならない訳ではなく、この金額については満額交付税の中でみますと言っているのです。

3億1千800万円を当初予算に組んで事業を行いますと、当然これは使用してしまいます。借金の為に、本年度またそれを持ってきて全額借金を返さなければならない。

ところが今私どもが言っているのは、2億しか借りないということは、その差額の1億1千800万円というものは、自主財源として私どもの懐に押さえられます、しかもそれは、国は交付税の算定の時には返してくれるという事ですから、より私どもはこの方が健全な状況だと思います。それは何故かといいますと、今の合併問題もそうですが、今、交付税制度が見直しをかけられようとしている訳です。こんな事を言うと国に対して失礼だと思いますが、果たして今国の言っている、面倒をみますということが、そのまま実施されるかどうか疑問なのです。という事は、すでに沼田町の場合でも数億という減額をされている訳です。その当時は、段階補正や色々な係数で保障されている訳ですから、そんなことありえない話です。けれども現実には、その段階補正を見直したり、色々な面で交付税を削ってきています。

ですから、今は面倒をみるから使いなさいといっても、将来に対する不安というのは絶対拭い去れない。ようするに、国のやり方を信用できないという事です。そういう事を考えると、より安全で将来に対する財政の負担が無くすとすれば、これはやむを得ない状況かなと判断しておりますのでご理解を頂きたいと思います。

それと2点目の、合併問題の関係につきましては橋場議員さんおっしゃるとおり、私どもも議長会共々、反対の決議をし、後で町村会でも若干運営の方法に対して反省がありました。もう少し実のある、声の届く内容でやるべきではなかったかという反省もあって私もそうですが、空知の町村会を通じて道の町村会を通じ、更に余波を強めるために波状攻撃をするために、大会をまたすぐやるべきだという意見を出しているのですけども、非常に全国的にみますと関心度は、北海道が一番抵抗が強い状況なのだそうです。中々立ち上がってこないというのが実態であります。

そういう中で、実は昨日町村会から得た情報ですが、着々と自民党の中で検討されているのは、8月28日の自民党地方自治検討プロジェクトだそうですが、この中でもう、皆さんに一番分かりやすいのは、市町村の人口規模の要件としては、当面合併を行うべき目安となる人口、例えば人口1万人を明示すべきであると、はっきり打ち

出してくれているのです。ですから、この辺を捉えて町村会がすぐに反論をして反対はしていますが、これは誤解を招かないように言いたいと思いますが、市町村のそれぞれ携わっているものは一定の関心を持って行動していますが、一般の住民の皆さんが果たして合併になった後にどうなるかという事自体は、まだピンと来ていないと言うか、中々理解をしにくい。そのため、国民の声として挙がってこないのです。政府も、小泉総理の人气がどんどん先行していますから強気です。国民の声が出てこない中で、どんどん進めようとしているのだと思うのです。

そんな中で、町村会もやはりもう少し頑張る努力をしなければならないと言う事で、それぞれ今要請をしている所ではありますが、いずれにしても11月の地方制度調査会の報告で、どういう方向がでるか。各町村とも、その方向を見極めたいと、どんどん変わってきていますけども、おっしゃられるように、もう少し強力な地方自治の根幹を担う自治体のあり方というものを、もう少し論議をする必要があると私は感じて、更に町村会等を通じてそういう努力をさせて頂きたいと思います。

しかしながら、その自民党のプロジェクトの座長が北海道出身の代議士がやっています、そういう意味では道内選出の議員さんでさえ、北海道の小さな自治体が訴えている事が理解されていないというのは、非常に残念な状況だと思っているところでありますが、更に努力をさせて頂きますので是非、橋場さんの所属する共産党も、そういう意味ではどんどん頑張って頂いて、地方自治の原点といいますか、もう少し国民の皆さんが分かるようなあり方にして頂ければと思っているところであります。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再一 この臨時対策債は、今年で切れるのだけれども、これについては今の地方自治法や財政法などがありまして、そんなに国が勝手な事は出来ないだろうと、我が党では言っているのです。例えば、負担金だとか、向こうから来る助成金だとか、各単位ごとに法律によって決められているから、そうそう変えられるような状況にないという立場なので、是非今、町長のいわれているような方向で進めてほしいのですけども、基準財政需要額が沼田の場合、総体として小さくなるという要素が5・6年前からみて、あるのかないかちょっと教えて下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）おっしゃるとおり、基準財政需要額の積算。いわゆる交付税の算定におきましては、測定単位、これに基づきましていわゆる地域格差解消の

補正係数、そして最終的には、最終補正後の数値と単価、いわゆる単位表というものを掛けたものが、基準財政需要額になるという交付税の仕組みであります。そういった算定のルールから申しますと、測定単位が少なくなる。減少するという事はおのずから補正係数が同じだとしても、需要額が落ちていきます。

それにも増して、いわゆる段階補正。それから、需要費補正の見直し。これは今後とも進めていくでしょう。それから地財計画、これ自体の歳出を小さくしていくということからすれば、いわゆる地方交付税の総額も抑制されていく。となれば、当然のごとく交付税と言いますか、需要額としての器は総体的に小さくなっていくだろうと思っています。

○議長（吉田好宏議長） 12番よろしいですか。次に11番、野議員。幌新温泉ほたる館の今後の運営について質問して下さい。

○11番（野 道夫議員） 11番。ほたる館について、質問したいと思いますが、非常に財政状況が厳しい中、私ども本当に申し訳ないなと思っているのは、職員の各種手当等も減額をされているという現状の中で、町長は改善見直しをすと言っています。非常に先程から、新しいパークゴルフ場も作ってみようとか、色々な事のお話もされておりますが、こういった事もひとつの見直しかなという事で、私ども今、お話を聞かせて頂いておりますが、今のところまだ、改善されていないような現状ではないかということで、私、質問している所ですが、従来同様赤字補填に一般会計より補充する考え方なのか、今後もまた更に、同じような形で補充をしていくのか。

去年の決算書を見ると、3,780万円が赤字になっている訳でございます。そんな事であれば、今後こういった第3セクターのような行政がやっているようなものについては、どのようなお考えかこのままでいくのか、これは難しいと思います。

それと、もう1点は色々と考えていく上では、民間委託について検討をされた事があるのか。あればお知らせを頂きたいと思います。

三つ目には、開業以来の累積赤字は、どれくらいになっているのか。建ってかなりなるものですから、開業以来といっても、私は5年間くらいでどれくらいになるものかという事だけでもちょっと教えて頂ければと考えております。先程から、絵内議員の方からも色々お話ありました、現状の中でも大変なのに、更に又、電気治療浴槽も置けばかなりお客がくるだろうとか、それからバスを100円にすることによって、かなりお客さんが減ってきたというお話も聞きますけども、私は7月から9月の頭くらい

まで、だいたい2ヶ月ちょっと、殆ど毎日のようにほたる館に行っています。風呂は入っておりませんが、駐車場に車を置いてほたる関係でやっておりますけども、私は7月、8月はかなりの人が来ておりまして、町長もこの前お話しておりましたけれども、約3万人近い人間が来たのかなという事ですから、私は来てお風呂に入っている方もいるだろうし、お泊りの方もいる。そういうPRは、町民挙げて、また議会議員も一緒になって真剣に営業しなければ、行政が持つ施設は行政だけをお願いして、色々言うよりも、私や皆さんが真剣になってになって取り組む必要が、今後とも必要ではないかという感じがするのですが、私、こう言うと質問と変わるかもしれませんが、町長ひとつこの辺、赤字の補填、一般会計より補充する考え方、これはこうしていきたいという事と、民間に委託を検討されたことがございますか、それと5年間くらいの累積赤字どれくらいになるかちょっと、お分かりであればお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）本当に、温泉の関係についてはご心配をかけている所ではありますが、私どもとしても、先程橋場議員さんからお話ありましたように、町民皆さんの憩いの場として、保養の施設という観点からも出来るだけ維持をしていかなければならないと思っている所でありまして、前段で申し上げたいのは、今の赤字を出来るだけ圧縮をしたい。その上で、それぞれ維持をしていかなければならないと思っております、当然赤字が出れば赤字を補填するのは町の金しかありませんから、一般会計から補填をする方向で行かざるを得ないと思っております。その中で、出来る限り持ち出しが少なくなる努力を今後しなければならぬと思っております。そのことは、今後様々な課題があろうかと思っておりますが、最終的に収支が合わないという事であれば、私どもとしては、一旦ほろしん温泉の職員を全員退職をして頂いて、再雇用する方法も最終的には考えなければならぬと思っております。と言いますのは、やはり皆さん方のご批判を聞いておりますと、温泉自体の職員の危機感、或いは職員間の連携だとかの面で非常に疑問を感じるどころが私自身もありますので、意識が変わらない職員がいるとするならば、やはり経営上余分な負担になりますので、辞めて頂かなければならぬだろうと思っております。これは、自動車学校でもどこでも同じですが、こういう厳しい状況になればやはり、町としてもそれくらいの覚悟で臨まないと全体の経営改善は出来ないのかなと思っております、この議会が終わった後に、それぞれの部署と経営戦略室と、

この下半期の経営体制をどうするか、或いは来年の4月以降の経営体制をどうするかを協議させて頂いて、各委員会に報告をさせていただきたいと思っている所であります。

いずれにしても、目標2,500万円の赤字で今年度は押さえないという事でありませ、それは何故かといいますと、2,500万円ですと大体半分は地元消費となる、例えば重油を農協から買っている、或いはお酒を地元の商店から買っている、そういうものを差し引きしますと1,000万円以上は本来ですと、町外の安い所から買うとそれは下がるのです。これは前々から議会でも申し上げておりますように、これは地元の経済を保つためにも、これぐらいは町としてもやむを得ない状況でありますので、ご理解を頂きたいと思ひます。そうすると、実質1,000万円ちょっとの赤字を補填するとすれば、これは町民皆さんもご理解頂けるのではないかと思っているところでありませ。

それから、民間の委託につきましては、これは前にも久保議員さんの方にお答えした事があるかと思ひますが、もう丸投げでも民間に委託をしたいのが実状であります。町からの手を離したいのが実態であります。しかしながら現状、その時も申しましたがそれを受けてくれる相手がないとい事も実態であります。ですから、そのための方法を今の陶芸館も含めてどうしたらいいか、現状も取り組んではいませが、更に検討をしていかなければならない。そういう意味では、民間を是非とも本来探し当てて委託をしたいというのが本音でありますのでご理解頂きたいと思ひます。

それから、赤字につきましては開業以来赤字が続いていませして、10年間で2億2千万円の補填をしていませます。すずらんの撮影の年ですとか、開業の年ですとか良い年もありましたので平均しますと1年間で2,200万円、総額で2億2千万円の赤字の補填で終わっていませますが、このような実態であるといことは、私どもとしても非常に責任を感じながらも、是非とも今日皆さん方からお話のありました議会を始め、町民皆さんの協力を頂いて少しでも維持できるようにご協力を頂ければありがたいなと思ひている所であります。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番（野 道夫議員）町長のお話、非常に前向きで、何とか改善をしようといふ気持ち、今後、そういう中で考えていって頂きたいと思ひます。

私たまたま、バスに1回乗った時に多度志のコミュニティーセンターが、割りと人が集まるそうです。そこに沼田町のバスが発着すると、非常に多度志の高齢の方が乗

り降りしやすいという話を聞きました。この辺私は、向こうの方とも話をされていると思いますが、この辺町長、もし出来れば、ちょっと延ばして多度志のコミュニティーセンター、センターは奥の信号の所から駅の方に向かって行って、ちょっとした所にセンターの停留所があります。そこであれば、高齢の方が乗って、沼田町まで来る人が多くなるのではないかという話を聞いたものですから、参考に私申し上げましたが、その辺もちょっと検討して頂きたいと思っております。

それと今町長がいった、丸投げの関係も聞きました。それから私は、一生懸命温泉の職員の方は仕事をやっていると思っております。私今月の18日、蘭越の町営のレイセンカクに行って泊まるのですが、ちょっと色々役場の職員さん方ともお会いして、中身の勉強をしていきたいと思っております。

今後町長、まあ丸投げというのは難しいのだと思っておりますけども、出来るだけひとつ町長が会長で、社長が助役ですか、専務が栗中補佐になっていると思うけども、こういった人が一丸となってこの1・2年間一生懸命頑張ってもらえばまた、先程町長が言った2,500万円、これが1,000万円位になるのかなという感じもします。そんなことで、私この関係についての質問を終わらせて頂きます。中身的には分かりました。ひとつ宜しく頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）次に同じく、野議員。産地づくり対策の使途についてを質問して下さい。

○11番（野 道夫議員）11番。産地づくり対策の使途についてということですが、政府は今年の7月、米政策改革具体策を決め、新たな仕組みの柱となる転作助成の産地づくり対策は、現行の生産調整、助成金に変わる新たな対策。国から都道府県へ、交付金算定基準に基づいて算定をされ、都道府県段階に交付される交付金と、国の示す基準に基づき取り組みの実績に応じて支払われる、産地づくり対策の目的でありまして、まず3点の問題を出されておりますが、一つ目は米の生産調整の推進。二番目には、水田を生かした多様な作物の産地づくりの推進。三番目は、水田農業の構造改革の推進、この中に担い手育成も入っておりますけども、そういったものを含め三つの対策の使途について、協議会の現段階の考え方、協議会というのは沼田町でおそらく各種団体の方々と協議会を作りまして、これらについて検討をされていると思っておりますので、現在の段階での考え方、そしてまた道の方に協議会の中ですべて終わり提出されたのであれば、提出内容をお知らせ頂きたいなと思っております。

これについてはおそらく、町長もお聞きになっていると思いますし、農業振興課長さんは空知支庁の方に行って、おそらく説明を受け、また沼田町でそのような協議会も開いていると考えます。そういった中身を、もしお分かりであればお知らせを頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の、米政策改革の全体の流れなのでありますが、先般も推進協議会を町内で開催させて頂きまして、現状の報告をさせて頂いた所であります。今、野議員さんがおっしゃるように、担当課長が道・支庁それぞれ説明を受けて、十分理解をしているのではないかというニュアンスであります。実は私も丁度出られなくて助役に代わって出て頂いたのですが、首長の説明会もありました。しかし実態は、こちらから質問しても、道はまだ答えられないといえますか、国はまだ明確な方針を出していないものですから、大まかな物の考え方は決まっていますけども、それではそれをどうするかとなると、支庁段階でも殆どが答弁できないという状況。今は現状そういう段階にあります。

後程、津川議員さんからも質問があるようですが、そういう中で、出席頂いた委員さんの中からも、もう少し早い時期に農家の皆さん方にも、周知をすべきではなかったかというご質問もありましたけども、現状、掴みどころのないと言いますか、非常に分かりづらい内容になっております。しかも、私の方はすでに体制を整えて、11月には推進協議会を最終的に開催をして、沼田の水田農業ビジョンをまとめたいという意向で、進める段階の手順を御理解頂いたのです。それを了解頂きながら、今後、道・支庁或いは国の動向を見ながら、その調整をして11月の末日までには立ち上げていきたいというスケジュールをご理解頂きたいという程度しかお話しする部分がありませんでした。基本的には物の考え方については、説明をさせて頂きましたけれども、そういう状況でありますので、今ご質問の内容についても、それぞれ具体的な事例についてご質問があっても、中々答弁できないというのが実態でありますので、スケジュールをご理解頂いて、その中で先程申し上げました、道・支庁と協議を進めながら沼田町のビジョンを決めていきたいと思っておりますのでご理解頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。

○11番（野 道夫議員）一再一 わかりました。非常にまだ、はっきりとした方針というものが、国から道の方に降りてきてはいるのだけれども、それらの回答という

のは中々、道の方でも難しいという事を、道の方でもそのようなお話をしておりました。でも、支庁の方にはかなりな回答文面も来ております。そういう中では、このような事も予算の中に組み込まれるという事も、私ども聞いたものですから沼田町として、色々なご意見、そしてこの協議会の中に消費者も入れて、私は懇談する必要があると思うのだけれども、沼田町では、消費者、婦人関係の方が入れて協議会をされているのか、それをちょっと聞きたいのです。

○議長（吉田好宏議長）はい。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）このビジョン作りには、おっしゃられるとおり、消費者など広範囲な中でビジョン策定委員会を開催すべきという指導は受けております。それに基づきまして、農協さんとも相談をした訳でありますけれども、今回につきましては非常に専門的な分野の積み上げになりますので、農協さんの意向としては、消費者或いは商工会、この辺は今回委員のメンバーとしては公表されておられません。農協さんの意向でありました。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。

○11番（野 道夫議員）わかりましたが、今のことについては早急に沼田町のビジョン。これはどうあれ、きちっと作って提出すべきであろうという感じがします。それと、もう1点は、ただの団体の頭の上ばかりの人間を集めて会議をやっても、これはそれ以上の発展はないと思いますので、できたらひとつ若い層、そして消費者の人方の意見を十分聞いて、沼田町のビジョンを立てる必要があると考えております。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい。次に7番、上野議員。沼田町の事業の費用対効果について質問して下さい。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。町の施設の中で、清掃又は管理等を民間業者の委託・管理をしている施設等があると思いますが、民間業者に委託管理することにより生ずるメリット、デメリットをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）現状委託をしているのが、3施設ほどある訳ですが、メリットはやはり私どもが管理をすれば、様々な資格ですとか要件がいる訳です。そういう面を考えますと、民間に委託することによって、民間がそれぞれの官庁関係の資格で縛られている部分の人材を集めて頂けるというメリットがありますし、一番大

きいのは温泉になると思いますが、仮にそれぞれの部門全体的に人を配置し、それら全体を把握するとなれば、またそれを把握する人材を置かなければならない。そういう面では非常に効果的なのというか、経費削減のための色々な要素があると思います。ただ単純に、全てのものがそうかという、例えば小規模なものになると、そういうことはあり得ないと思いますけども、それぞれ今委託している幌新温泉或いは、役場の本庁舎或いは、B & Gのプール等につきましては、そういう意味では非常に民間委託の効果があると感じています。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（上野敏夫議員）一再一 沼田町の少ない予算の中で、産業振興事業費を捻出することも大切なのですが、沼田町内の還元率を上げる方が町の活性化に貢献すると考えますし、是非町内還元率を上げるようなことを検討して頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）還元率というのは雇用の面も含めてと思いますが、今申し上げました3つの中で、ちなみに現在どれだけの人員を雇用して頂いているかといいますと、26人が雇われて実際に使われているそうですが、その内の23人が沼田町民ということですから、非常にそういう意味では地元の方を利用して頂いているのかなと思います。

それから、私どもは建設課で発注する工事も勿論そうですが、必ず小さなものでもそれぞれ地元を利用して頂くようにと、工事発注の折に要請をしておりますし、委託をしている業者につきましても、出来る限りのことは地元で調達をしてほしいという要請をしております。

それと合わせて、老人ホームのように大きな建物の発注をする場合には、そのメインになっている事業者から、沼田のどういう所と取り引きをしているのかという事も、情報として提出を頂く事もやっており、改善すべきといいますか、私どもとしてこういう所も利用してほしいという要素があれば指導もさせて頂いていますので、議員さんのおっしゃるような、出来るだけ地元で還元といいますか、利用といいますか、そのようなものについては積極的に私も働きかけていきたいと思いますので、もしお気づきの点がありましたら言って頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に、雪と共生する沼田町の除雪とゴミス

テーションについて質問して下さい。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。沼田町でもあと2ヶ月もすると雪が降って参りますが、老人方々だけの除排雪は本当に大変な作業です。町ではどのような対策を検討されているか。また、町で独身世帯や共稼ぎ世帯では往々にして雪の中に、ゴミが埋まってしまう事があります。放置されたゴミが除雪によって雪の中に混ざってしまい、悲惨な春を迎えることもあります。冬場にも使えるゴミステーションの設置についてお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ゴミステーションにつきましては、度々議会でも論議を頂いている所でありますけども、町内会の懇談会の中でも要望があつて、それぞれゴミステーションの設置に関する取り扱い要綱というのが、去年の12月13日に決定をさせて頂きまして、それぞれの行政区にも周知をさせて頂いています。

作る費用については町が出しましょう。管理については、地元の行政区がやってほしいという事での大まかな考え方なのです。おっしゃられるように、雪の多い状況ですから、どういうものを作って設置したら地元の行政区に迷惑が掛からないか、中々判断が難しい所でありまして、申し上げましたように町内会が責任を持って、この場所であれば作ってほしいという要請があれば、対応は十分させて頂きたいと思います。

すでに、7町内ですとか要請があつて合意に達した所については、対応をさせて頂いておりますので、是非それぞれの行政区の中で、ご相談を頂いて皆さんが合意した中で、例えば、雪が多いですから高めにして階段を備えるようなゴミステーション。このような事も可能なのかもしれませんが、それはそれぞれの行政区の要望によって対応させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（上野敏夫議員）－再－ 雪の事についてお聞きしたいと思います。昨シーズンは一時的な大雪が12月、1月に降り、町民が相当苦勞されておりました。この雪の事で、沼田町に住んでいて住みづらいような事では困りますので、除雪を中心とした、特にこまめな町の除排雪に力を入れて頂き、一人でも沼田町から転出しないように町長、考えて頂きたいので宜しくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）除雪の事につきましては、6月の政策予算の中で申し上げま

したように、現在平成14年度では、お年よりの皆さん方50世帯に社会福祉協議会と協同で除雪サービスをさせて頂いている所でありますけども、本年はこれらが時間的に遅れるとか色々な苦情がありますので、除雪機1台を町が買って社協に貸し付けるという予算も計上しておりますし、新規の事業として高齢者の世帯で玄関前の除雪を冬期間通じて業者に委託をしている方については、1/2の範囲内、2万円限度ではありますが、助成する制度も新たに設けておりますので、そういうもののPRが若干なされていないと聞いておりますが、これから周知を図ってそういう高齢者の除排雪に対する軽減を図っていききたい。

それから要望のありました、町道をはじめ排雪の部分につきましては、出来る限り予算を惜しまず努力をさせて頂きたいというふうに思っております。更に、敷設された融雪溝につきましては今、札幌開発建設部におきまして大型の消雪をする融雪溝を設置して頂きたいということで、今年度調査の実施を要望しておりますので、それらが実現しますと、国併せて道それから町も、そういう対応をしながら市街地域全体の除排雪の実施に努力をさせて頂きたい。

勿論今、五カ山で雪山センターを進めようとしております関係からも、ご承知のとおり美しき環境づくり条例を作って、下水道の共用区域ではタバコですとか、ジュースの空き缶のポイ捨ては駄目です、罰金2万円という条例になっておりますが、そういう状況をもう少し周知徹底して、出来る限り市街にゴミの捨てることのないよう啓蒙もしながら、住民皆さんの要望に応える除排雪の体制を組んでいきたい。

関連ですけども、当然そうなりますと、除雪に対する費用もかなり多くなってきます。今までは財政的にも余裕がありましたから、全ての路線と言って良いくらい除雪をしておりましたけども、幹線の道路でこれは全くやっても住民皆さんには支障が無い道路も何本かありますので、そういう所の見直しを掛けて除排雪の路線の変更もしていききたい。これは当然、除雪の廃止をする場合においては、地元の行政区の区長さんともよく相談をさせて頂き理解を頂いて実施を致しますけども、そのような事もやっっていかなければならないと思っている所であります。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。それではここで、暫時休憩を致します。

14時22分 休憩

14時37分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。10番中村議員。町営バスについて質問して下さい。

○10番（中村保夫議員）10番、中村でございます。町営バス、7月1日から運行していますが、どうも車両がとても古いという事で、特にスクールバスと兼用している混乗バスというのが非常に古く、今後冬に入ってくると、それに乗って多度志から幌新まで1時間掛けて行くというのが中々辛いという声が聞かれます。ある程度、居住性も必要なので更新計画を持っているのかどうか、持っているならば教えて頂きたい。

もう1点は、バス停の問題なのですが、どうも現状乗ってくれる利用者と、今のバス停との乖離があって中々利用しづらいという事がありまして、そうであるならば国道は無理なのですがフリー乗降にできないものか。以上、バスについて2点まずお伺いを致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘のように非常に走行距離が重なっているバスがありまして、実は今年7月から全てを町がやることになって、バスの更新も必要ではという論議もしたのでありますが、果たしてその実態がどれだけの乗車人員があり、どれだけの車両を用意できれば良いか中々掴めないという事もありまして、これは明年以降、年次計画で更新をさせて頂きたいと思います。

しかしながら、従来のように大型のバスばかりということには中々いきませんので、その路線のみやったバスになりますから、中型になるか小型になるか、今実績をとっておりますので、その実績に基づいてバスの更新を図っていきたいと思っております。一番古いバスは、62年度に購入したのが30万を超過しているというような数字を頂いておりますので、そういうバスから順次更新をさせて頂きたいと思っております。

もう1点の、フリー乗降につきましては7月の時にも、地域の方からそういう要望意見がありました。しかしながら、はじめて町が多度志から運行をする訳でありまして、その実状は中々掌握できないという事もありまして、これらについても明年の予算編成に向けて十分データに基づいた論議をしながら、改善できるものは改善していきたい。特に、幌新方面は既にフリー乗降の実績がありますので、そういう面での東

予方面或いは、多度志方面に向けてのフリー乗車の件についても検討させて頂きたい  
と思います。

○議長（吉田好宏議長） 10番。

○10番（中村保夫議員） 一再一 宜しくご検討頂きたいと思います。サイズの問題  
もありますけども、これは沼田高校問題とも相俟っており、我々としては多度志の中  
学生を沼田まで運びたいのです。5人でも、6人でも多度志から沼田高校に入っても  
らえるような、そういうバスでなければならないのです。そのためにも、やはりそれ  
なりのコストを掛けていく必要があるだろうと思いますので宜しくお願いを致します。

特に冬場の、住民の足を守るためのコストとしては除雪費と、このバスはどうして  
も必要になってくるのですが、どうも見ていると除雪車は毎年のように買うのですけ  
ども、片方で子供達の足を守る、住民の足を守るためのものには余りコストをかけて  
いない気がする。是非とも早い時期に、更新をして頂きたいとお願ひします。

○議長（吉田好宏議長） それでは次に5番。津川議員、異常気象による農作物被害対  
策について質問して下さい。

○5番（津川 均議員） 5番、津川です。異常気象による農作物被害の対策について  
町の考え方をお伺いしたいと思います。先程、町長の一般行政報告の中にも、作柄不  
良が避けられないと記載をしてございましたし、聞くところによりますと、産建民生  
常任委員会と共に8日に町長も実際に圃場に行かれ、視察をされていると伺って  
おりますので、細かな中身については説明を割愛させて頂きますけども、とにかく今年  
はこの異常気象の中で、7月中旬以降低温が続いて、稲にとっては大事な時期に低温の  
被害をまともに受けているという状況でございました。8月の初めには、民間のデー  
タバンクで出された作況指数は北海道が92、空知が94という数字で、やや不良と  
いう作況状況でございましたけれども、どんどん先に進むにつれて調査の方も進み、  
不良になり、8月の末、つい先日出された農水省の発表では、北海道と東北3県は、  
著しい不良という所まで落ち込んでおります。

へたをすると、平成7年並みの作況指数になる。このあと、今月末にまた、民間デー  
タバンクからの作況指数が出るとは思いますけども、これではもしかしたら80を切  
ってしまうのではないかとこの所まできているという事でございまして、今年は特に  
米の値段がどんどん値下がりをしておりまして、自主流通米の価格も「きらら」では  
農家手取りでは11,000円を切るような厳しい状況になっております。

今年は、作柄は平成5年並でございますけども、平成5年は米騒動が起きた。1俵が3万も4万も超えるような年でございます。しかし、今年は卸の方がはっきりと、そこまで今年の価格は上げない。上げるとまた、タイ米を輸入したり大変な事になりますので、今年は上げないし、今、過剰米が約300万ト近く余っているという事でございます。平成5年に比べると低温倉庫の事情が大変良くなった為に、14年産であっても13年産であっても、そう新米と遜色のないくらい劣化が少ないので、十分食用に対応できるという事からすると、それほど極端な米の価格も期待できない。しかも収量は取れないという事になると、本当に農家は大変な思いをすると予測がされます。

8月当りの、農機具の展示会だとか、農協の売上げなども聞いてみますと、そういう悲惨な農家の気持ちがあるものですから、どうしても買い物を抑えていると伺っています。そういうものを抑えているという事は、当然生活必需品だとかも、出来るだけ使わないようにしているのだらうと、余計地元の経済にも影響を及ぼしているのだと思いますので、この事について町としてどのような対策を考えておられるのか。

それから、管内で南空知の方では既に対策本部のようなものを立ち上げたという話も聞いておりますので、管内のそういう状況というのがどのようになっているのか、担当課長からもまた、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられるように先般、ご一緒に議会とも状況を拝見させて頂きましたけども、非常に個人差と申しますか、ばらつきがあつて、非常に良い状況に見受けられる或いは、50%に近い不稔のある所と、色々な差がありますけども、それぞれ普及センター等の資料を頂いたり、お聞かせ頂くと、非常に不稔の状況は確かにひどい状況ではあるけれども、穂数は例年からみますと137%ということで、非常に多いのだそうです。ですから、私どもとしては状況をもう少し推移を見ながら、いずれにしましても対応するとするならば、12月の議会に出さなければならないと思いますけども、その間もう少し情勢を見ながらまた、議会の産建民生の委員会ともよく相談をさせて頂いて、或いは農協とも十分協議をさせて頂いた中で対応策を考えていきたいと思っております。

それから、対策本部については詳しくは私分かりませんが、空知支庁もすでに対策本部を設置しておりますので、管内的にはそういう中で対応されると思います。

ども、昨日も支庁長さんとお話をしても、全体の掌握がまだ十分出来ないのだという話をしていました。確かに悪いというのは分かるけども、全体がまだ掌握しきれていないという話をしていました。いずれにしても、収穫の成果がどのような数値で出てくるか、収穫が始まれば確定的なものが出て参りますので、それを考慮にいれながら対応策を担当課とも協議をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）管内の状況は。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）管内の状況でありますけども、空知支庁では低温に関する農業対策推進本部。これは、8月13日に立ち上げられました。これにつきましては、特に低温から水管理によって生育を確保していく。或いは、現在では品質保持のために適期刈り取り、そういった指導をもとに対策本部が立ち上げられておまして、これに習ったなかで、空知の南部の方では栗山、南幌、長沼、由仁。今の所、この4町がそういった本部を設置されているように確認をさせて頂いています。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）一再一 実は平成5年というのは、刈り取り前には実測をしたりして作況調査をしたのですが、その時にはさほど共済金が当らない。結局、空の粃も全部重量に載ってくるものですから、共済金としてはそう当らなかった。

しかし、実際に刈ってみると全然米が無かったという状況だった訳です。あの年は、刈り取りが終わってから特例が出たり、或いは色々な資金の手当が出たり、後からになってそういう対策が出たために、本当に年越しぎりぎりまで農民が苦しい思いをさせられてから、米の値段も上がったたりして助けられたという部分があります。

ですから今回も、もう既にあの年よりもむしろ不稔具合などは、かなり高く見られている訳ですから、間違い無く共済金の当る年だろうと思っていますし、今町長が言った、結果がある程度出てからという段階では、私は遅すぎると思います。もう少しじゅんそくに準備だけは先に整えて頂いて、実際にその結果が出た時にはすぐ動けるような体制を是非とって頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）明日も農業委員会の作況調査があるようではありますが、その結果をまた参考にしながら、当然これは先程申し上げましたように、私どもだけで判

断できるものではありませんので、組合長さんも出席されると思いますので、よく相談させて頂きながら、手遅れのないような対応策について協議をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 5番。

○5番（津川 均議員） 一再々 宜しくお願ひしたいと思います。それと実は、異常気象による作物被害と私、書かさせて頂きましたが、本来これは簡単に言えば冷害対策なのです。しかし、冷害対策という言葉を使うとイメージが悪い、そんな冷害の起きる所では米は作るなどと言われるので、異常気象による被害の対策に名前を変えよと言われましたけども、先程言いましたように本当に今、農家の経済がこれだけ汲々な思いをさせられて、もしも異常気象の対策と冷害対策という名前とでは手当が違うのであれば、私はそんな見栄を張っている時ではないと思います。どうどうと冷害対策として取り扱って頂いて、もしも国からの手当或いは、道からの対策が違えば、何も遠慮せずそういう名前を使うべきである。今農家は、そういう所まできていますので、その辺も厳しくまた農協と詰めて頂いて対応をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（吉田好宏議長） それでは次に、沼田町農業ビジョン策定の進捗状況について質問して下さい。

○5番（津川 均議員） この沼田町農業ビジョンの関係については先程、野議員の方から、殆ど同じような質問が出されましたので、若干重複するところがあったらお許しを頂きたいと思います。6月定例の時に、今年の新しい米大綱が発表されて、沼田町として特色のある農業の構築。これを早急にやらなければ、他の町村或いは、他の農業の町と同歩調で行ったのでは、ずっと遅れてしまうというお願いをした筈なのですが、中々この関係についての会議が持たれない。どうしたのかと心配していましたが、8日ようやく沼田町の水田農業推進協議会という会議を持たれ、その中で初めて沼田町の農業ビジョンを作っていきたいという会議がなされました。

先程、町長さんからも答弁がありましたように、それは国・道・支庁からある程度具体的な話がまだ、明確化されていないので、中々対応が難しいという話でありました。

しかし、去年この米大綱が出た時に国は、それぞれ地域の農業ビジョンの策定については皆さんで作って下さいと明確に言われている訳ですから、その時点であまり

国・道としても、条件的なものは提示しないで、ある程度地域に任せるという方針ははっきり出されていた筈なのです。今年に入って私も、農民協という立場がありますから、農民協の役員達と道農政部に行ったり、ホクレンなどで話も聞いてきたのですが、その中でもはっきりと、これ以上具体的にどうせい、ああせいという事は言わない。後は皆さんから出来あがったものを、道・支庁なりがこれはこうした方が良いという指摘はできるが、それ以上のことは無いとはっきり言われています。当然、課長は道或いは支庁へ行って、そのような話も聞かれていると思うので、その時点で、もっと早い時期に沼田の会議を持つべきではなかったかと考えます。

それと、沼田町の特徴のある農業。これはどういうものかという考え方が、根本的に何処か違うような気がするのです。実は、この水田農業確立協議会に初めて出ましたけども、これは言ってみれば今までの転作奨励金をもらう為の会議です。転作をどうしていくかという会議の延長の中で、今言った沼田町の農業ビジョン作りをやっているようにしか私は見えません。だから、そうではなくて、この会議の時に産建民生常任委員会の室田委員長も発言しておりましたけども、転作奨励金を貰うための農業ビジョンではない筈なのです。沼田独自で、基本的に水稻を作っていくのなら作付面積は幾らだとか、畑はどういうものを作っていくとか、そういうものをはっきりと根本から見直す相談をするには、国や道にいつまでも頼っていては決して出来あがらない訳ですから、独自に考えるためにもっと早い時期に会議を持つべきだったのではないかと思います。この辺の考えについては如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられる事も理解できます。確かに国・道に頼らず、町独自のものを作る。その事が、農水が目指す今回の政策なのだとされると、正にそのとおりなのですが、現実の問題として果たして今の政策大綱と切り離して、沼田町のビジョンを作れるかという、これは中々難しいだろうと思います。やはり、農家の皆さん個々にとっても、私どもがそういうものを提示したとしても、それがどういう収入に繋がってくるのかという事も論議の対象になるとすれば、やはりこういう国の施策の中で、この部分と協調できますよとか、色々な制度の共通性を探らなければならないと思うのです。確かにおっしゃられるように、沼田独自の施策をもっと早くやれば良いじゃないかという部分は、これはもう振興計画等でかなりやってきておりますし、ローリングもさせている訳ですから、そういう中に色々な各団体の代表者

の皆さん方も入って論議をして頂いている訳ですから、そういう意見の集約というのは十分できていると思うのですが、更に私どもは今出てきた米政策大綱の厳しい状況の中で、沼田の農業をもう一度見直さなければならない状況だと思うのです。その時に、この政策大綱を全く無視して沼田町の農業というのにはあり得ないという事も頭に置きながら、おっしゃられた室田委員長からそういう発言があったのも確かであります。

そればかりにこだわらず、沼田の将来を見据えて考えなければ駄目だということもひとつの論理だと思うのですが、その両方を合致させながら行かなければ、中々農家の皆さん方の理解を得られないのではないかと思います。行政も確かに、これからの基幹産業である農業をどうするかという役割を大きく背負っている訳でありますけども、私はできれば、農家の皆さん自身がもう少し農協を中心として、或いは農民協がどういう役割を果たすのか十分理解をしていませんが、津川会長のような組織で論議をして頂いて、本来であればこうあるべきだという姿も十分行政に意見の反映をして頂くことも大事であると思っています。

町ばかりが先に進めても中々、対農協、対農家の皆さん方との中で擦り合わせの出来ない部分等が出て来るだろうと思いますので、出来ればそういう声を農業振興課の方にどんどん出して頂いて、尻を叩いて頂く中で、時期を的確に捕まえながら取り組んでいけるような事も是非お願いしたい思います。ご指摘のように、若干遅れ気味だという事は私どもも反省をして、それらの取り組みを積極的に進めさせて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）—再— 町長も十分理解をして頂いていると思いますけども、例えば、十勝の士幌農協のように、もう国も道も関係ない。自分達で、ポテトチップスみたいなものを作って、単独でやっていけるようにならなければならないのだろうと思っています。例えば、長野県のあさか村のように早い時期に、うちは米しか作らない。転作は一切拒否すると言っていましたが、結局あれは押し潰されたのか、自主的に止めたのか定かではありませんけども、転作拒否はなくなったのですけども、ただ国は、基本的にそういう考え方を望んでいるのだと思うのです。国に頼らない、転作奨励金はいらぬ、米は自分で売るというはっきりとした考え方、ビジョンの持ち方というものを国は求めていると思いますので、是非またそういう方向で今後ともご

指導頂きたいですし、今、町長が言いました農業者だけで考えるものではなくて、沼田町の基幹が農業であれば、沼田町の商工会或いは女性部の方々、先程野議員も言いました消費者の方々全部含めて、全体でそういう町の農業を作っていくとか、考えていくとか、そういう姿勢が必要なのだというふうに思います。

これは逆から言いますと、TMOについてもそれは商工会だけで考えれば良いという問題ではなくて、TMOの中にも我々農業者が入って行って、考えられる意見を述べさせて頂いて良い物に仕上げてもらおう。そういう姿勢が必要だと思います。そのためにも是非、こういった水田農業推進協議会のような、今まである協議会の中で話をするのではなくて、沼田農業のビジョンを作るための、別な名称のしっかりとした会議というのを別に捉えないと、農業者全体で新しい取り組みをしていくのだという意識が持てない気が致します。そういった点も、十分に考慮して頂いて今後又、指導をして頂きたいと思います。これは、答弁は有りません。

○議長（吉田好宏議長）はい。以上で町長に対する一般質問を終わります。次に、教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次、発言を許します。7番、上野議員。沼田高校について質問して下さい。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。沼田高校入学者奨励支援事業の効果について、どのような検討をされたのか。また、田舎の高校、廃校寸前の高校といったマイナスイメージをカバーするような特色ある試みなのか、更に、子供達が行きたくなくなるようなコースなのか、この事業によりどの程度の効果を予想されているのか、教育長お聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）ご承知のとおり、どんどん少子化が進んでおりました、それぞれ第5学区には普通化高校は、西高と沼高がある訳ですけれども、その沼高につきましては大変厳しい状況にあることは、皆さんご承知頂いている訳ですが、そこで今、新しく校長が替わりました。その新しい校長の学校経営方針というのがありまして、いかにこの第5学区の中で沼高を残していくか、どのようにして選ばれる学校にして行こうかという所に大きな課題を持って頂き、高校自体でビジョン委員会を持って頂き、色々検討して頂いたところです。

その結果、高校としては今沼田中学生とか保護者、或いは学校の先生は何を求めているのかが一番大切ではないかという事になった訳です。そこで、既に6月定例会で

室田議員が町長に質問しておりましたが、そこで答弁されておりますので、一部重複することになりますが、アンケート調査をした結果、今までの支援策よりも学力向上に対する支援策の方が強いという事で、それに沿った支援策を新たに決定したというのが経過でございます。

それと、特色のある試みなのかという事ですが、そこで、支援策の中に先程も少し行政報告の中でも申し上げておりますけども、進学重点特区構想といいますか、沼高ではその特区構想を挙げて、二つのコース制にしております。これは、普通コースと特進コースを設けています。今までに無いメニューであります。これがひとつの特色ではないかと思っています。この内容につきましては、お手元にパンフレットをお配りしてあると思いますが、このパンフレットの中に載っております。詳細につきましては、この内容を見て頂ければお分かりになるかと思っております。

それから、子供達が行きたくなるようなコースなのかといいますと、進学を真剣に考えている生徒にとりましては、このような特区コース。中身を申し上げますと、代々木ゼミナール、代々木校のスタッフによる衛生中継で生の勉強が出来る訳です。そうなりますと、進学を目指しております子供にとっては、大変喜ばれるコースになると思っております。

それと、この事業にどの程度の効果が予想されているかですが、これは非常に難しい訳ですが、今申し上げた代ゼミをやる事によって、ある程度私は期待を持てると思っておりますし、その志を持っている生徒達にとって非常に魅力的な学校になるのではないかという事と、今申し上げました校長以下、沼田高校の先生達が真剣になって取り組んでいる。そういう姿を見ますと、私は効果が出てくるのではないかと期待しているところでございます。

○議長（吉田好宏議長） 7番。

○7番（上野敏夫議員） ー再ー 沼田高校の存続については色々と努力されているのは分かるのですが、沼田高校のあり様については、高校で育っていく子供達のためを第1とすべきであって、子供達が毎日楽しいと思えるような沼田高校、更にそれぞれの個性を活かして伸ばしてあげられるような高校、これだけは誰にも負けないという自信を持てるような活動ができる高校、例えば色々なクラブ活動ありますけど、沼田高校にFM放送局を作るとします。それを行う前提には、専門の先生を探したり、計画から費用集め、開局、運営全てを生徒の運営に任せ、独立採算とし、基本的には口

出しをしないで、例えばニュースキャスターやDJ、CMディレクター、脚本、機会担当、レポーター、営業、広報、経営等、様々な職業が体験できます。こういう実社会を模擬体験することによって、子供達の揚々とした高校生活を創造できると思います。結果的には、そのようなことをやる事によって、近隣の高校と差別化でき地域活性化に貢献すると考えます。

どんな方法であれ、沼田高校に必要なのは、このような視野に立った教育行政と考えますが如何でしょうか。これは、教育委員長のお考えを差し支えなければ、間口の関係色々やっておられますので、お考えを聞かせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育委員長。

○教育委員長（高松慶子委員長）上野さんの、大変もつともだと思います。すごく先端をいくお考えで、そういう事が沼田町でもできれば素晴らしいと思います。色々それをするとすると、大変な予算とか色々な事があるでしょうし、問題は大きいと思います。

ただ、この度の沼高の試みですが、津田校長先生の意気込みが凄いいと思います。今まで、ほろ田校長先生の時は、沼田の故郷を売り出して大賞を頂きました。今度、津田先生はそれプラス何かをという訳で、今回の特設のもくろみを持っていらっしゃるようです。この辺では、月形高がやっていたらいいようですが、月形高では何とかうまく行っているようなので、そういった所を参考にしながら、津田校長先生はこの計画を打ち出しているのだと思います。

このように、色々な時間講師の手当てとかを町として援助する事、或いは町民みんながその気持ちになっていく事、それによって沼高をどういう学校にしようかという気持ちが沼田町に育つことによって、沼高も育っていくと思います。大きな希望も素晴らしいけど、小さい足元から親や子供に納得できる高校づくりができれば、どんなにか良いことだろうと思います。以上で、僅かですが。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。

○7番（上野敏夫議員）一々々々 本当に沼田高校を存続するという事で、町民はもとより地域の人、例えば幌加内高校生が、そばを山盛りで食べさせているなど、地域挙げての取り組みをされていると聞いていますので、沼田町も地域、商工会、みんなで高校生を応援するようにすると良いと思いますので宜しくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですね。以上で、教育長に対する一般質問を

終わります。これをもって、一般質問を終了致します。

---

### (一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第61号。平成15年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 議案第61号。平成15年度沼田町一般会計補正予算について。平成15年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成15年9月11日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、平成15年沼田町一般会計補正予算（第2号）を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）9頁なのですが、スコーレセンターの中で説明はボイラー工事という事で説明があったのですが、今、軽食を提供する施設をこれまで何回かいじっているのです。今もいじっているのは、あれは何の改修なのですか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）現在工事を実施している部分については、手打ちそばのそばコーナーを造成している最中でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第62号。平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）議案第62号。平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成15年9月11日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算第2号の1頁をお開き下さい。

〔別冊、平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第2号を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）工事の内容だけ教えてください。

○旭寿園長（田中 聡園長）施設暖房改修工事の増となっておりますが、当初の施設暖房改修工事はボイラー取替えですが、それに伴う附帯設備の空調関係の追加分でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

### （公平委員の選任）

○議長（吉田好宏議長）。日程第11、議案第63号 公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第63号 公平委員会委員の選任について出ございますが、下記の者を公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第9条第2項のい規程によって議会の同意を求めるものであります。提案の理由であります、現委員の工藤繁勝氏の任期満了、9月30日によるものでありまして、長年ご苦勞頂いた工藤繁勝さんにつきましては、ご勇退を頂きまして次の方をご提案申し上げたいと思います。

住所は、沼田町字東予1368番地、お名前は斎藤義夫氏、生年月日は昭和20

年8月7日生まれ、58才であります。

提案の理由でありますけども、昭和39年3月に、沼田高校を卒業されまして、以来農業に従事され地域の中で非常に信頼、信望の高い方でありまして、平成7年から2期に渡って、沼田町土地改良区の理事を務められております。そうした経験、識見とも豊富な方でありまして公平委員として適任として選任をお願いしたいと思いますので、宜しくご同意を賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

---

### （教育委員会委員の任命）

○議長（吉田好宏議長）日程第12、同意第2号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長） 同意第2号。教育委員会委員の任命についてでありますけども、現委員の日暮茂男氏が15年9月30日をもって任期満了となりますので、下記の者を教育委員会の委員にしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

現在の日暮委員を引き続きお願いを申し上げたいというご提案でございます。住所は、沼田町北1条5丁目2番3号、お名前は日暮茂男、生年月日昭和21年4月29日生まれ、提案理由、略歴につきましては、昭和45年3月に北海道教育大学旭川分校を卒業され、45年の5月に幌加内町母子里の小学校を始めとして、沼田町にも恵比島小学校、沼田中学校、沼田小学校と歴任され、栗山で教頭を経験されております。平成9年3月に退職された後、大谷派の高台寺の副住職として就職され、13年4月に住職となり現在に至っているものであります。本町では、51年7月から63年の7月まで体育指導委員として活躍され、平成11年の10月から沼田町教育委員として1期を終えた訳であります。執権とも非常に素晴らしい方でありまして、難しい教育行政を担う教育委員として相応しい方という事でご提案を申し上げますので、ご同意を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

15時35分 休憩

---

15時37分 再会

#### （議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。議事日程の追加について、お諮り致します。

ただいま、請願第4号、畑作政策確立・畑作物価格決定に関する請願について1件の追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、請願第4号、畑作政策確立・畑作物価格決定に関する請願についてを日程に追加することに決しました。

---

#### （請願の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第13、請願第4号、畑作政策確立・畑作物価格決定に関する請願についてを議題と致します。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。お諮り致します。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略す

ることに決しました。

お諮り致します。請願第4号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。ここで、暫時休憩します。

15時39分 休憩

---

15時40分 再会

#### (議事日程の追加)

○議長(吉田好宏議長) 再会致します。議事日程の追加について、お諮り致します。

先に採択されました、請願などに伴う意見書(案)などが追加提出されました。この際、これを日程に追加し議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、意見案第7号、畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書(案)について、日程第15、意見案第8号、道路整備に関する意見書(案)について、日程第16、意見案第9号、北海道新幹線の建設促進を求める意見書(案)について、日程第17、意見案第10号、老人高額医療費償還払い制度の改善に関する意見書(案)について、日程第18、閉会中の所管事務調査の申し出について以上5件について、日程に追加することに決しました。

---

#### (意見案の審議)

○議長(吉田好宏議長) 再会致します。日程第14、意見案第7号、畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書(案)についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが説明、質疑、討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第7号を、採決いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第15、意見案第8号、道路整備に関する意見書（案）についてを議題と致します。ここで提案者より説明を求めるところですが説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

○12番議員（橋場 守議員）議長、休憩願います。

○議長（吉田好宏議長）休憩いたします。

15時43分 休憩

---

15時43分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。ほかにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第8号を、採決いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第16、意見案第9号、北海道新幹線の建設促進を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第17、意見案第10号、老人高額医療費償還払い制度の改善に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第10号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第18、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮りいたします。本件は、産建民生常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

---

#### （ 閉 会 宣 言 ）

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会議に付議された案件は、すべて終了致しました。

よって、会議規則第8条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決しました。

これにて、平成15年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦労様でした。

15時47分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員